

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
広陵町	箸尾地区(川東)	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	71.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.8 ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	36.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	16.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	19.1 ha
(備考)	

- 注1:③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農業者の高齢化が進んできており、農業の継続が困難になってきているが、後継者や人手が不足しており、後継者の確保が課題となっている。その背景として、水稻での収益性が低い一方で、機械の維持・更新や農業・肥料にかかるコストが高いため採算が取れない状態となっており、農業に魅力がなく、農業を始めたいという若者がいないという状態がある。

地区内には不整形で面積の小さい田が多く、湿田もあることから、農機具の進入が困難で耕作がしづらい状態となっており、それが原因となり耕作放棄地となっているところもあるため、耕作放棄地を減らし、効率的な農業を進めるためには、区画整備を始めとする耕作条件の改善を行う必要がある。

また、大雨による浸水被害を受ける地域であり、地区内の用水路やファブリックダムの老朽化も進んでおり、さらには地域内での水管理の方法など、用水にかかる問題も生じていることから、内水対策も含めた施設の改修等も必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手のいない農地について、認定農業者や認定新規就農者といった中心経営体に集積を図ることを基本とする。また、状況に応じて、地域で営農を行う者や地区外の担い手への農地の集積・集約を図ることとする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	農事組合法人 ファーム弁天	水稲	0.0 ha	水稲	5.0 ha	箸尾地区(川東)
認農	担い手A	花き・野菜苗	0.5 ha	花き・野菜苗	0.6 ha	箸尾地区(川東)
認農	担い手B	水稲+野菜	1.7 ha	水稲+野菜	1.9 ha	箸尾地区(川東)
認農	担い手C	水稲+野菜	1.0 ha	水稲+野菜	1.2 ha	箸尾地区(川東)
認農	担い手D	水稲	0.7 ha	水稲	10.0 ha	箸尾地区(川東)
認農	担い手E	水稲	0.5 ha	水稲	2.0 ha	箸尾地区(川東)
その他	担い手F	水稲	0.1 ha	水稲	0.8 ha	箸尾地区(川東)
その他	担い手G	水稲	0.4 ha	水稲	1.0 ha	箸尾地区(川東)
その他	担い手H	水稲	1.3 ha	水稲	1.6 ha	箸尾地区(川東)
その他	担い手I	水稲	0.5 ha	水稲	0.8 ha	箸尾地区(川東)
その他	担い手J	水稲	0.8 ha	水稲	1.2 ha	箸尾地区(川東)
その他	担い手K	野菜	0.2 ha	野菜	0.5 ha	箸尾地区(川東)
その他	担い手L	野菜	0.0 ha	野菜	0.2 ha	箸尾地区(川東)
計	13 人		7.7 ha		26.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地のマッチングにあたっては、農地中間管理機構を活用するとともに、農地の担い手と出し手のマッチングができるよう農地情報の地図化を進める。</p>
<p>地域の農業者による懇談会を開催できる体制を構築し、地域での農業に対する機運を高める。</p>
<p>農事実行組合など既存組織を活用しつつ、地域住民がそれぞれの状況に応じた農作業に従事できるような体制を構築を検討する。</p>
<p>農地の区画整備や用排水路の整備などを行いつつ、農地の有する多面的機能が継続的に維持・発揮できるように地域での活動に取り組む。</p>
<p>収益性の高い小麦やいちごなどの作付を推奨するほか、農産物のブランド化を推進することにより農業者の経営規模の拡大に取り組む。</p>